

一般事業主行動計画

富士見町社会福祉協議会は、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援し、雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うとともに、女性労働者の活躍を推進するとともに、男女がともに貢献することができる職場風土の醸成を目指します。意欲のある職員がワークライフバランスを実現させ、職場で十分に能力を発揮、活躍することができる基盤づくりを行うために次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日

2 内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育て・介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

●目標1（次世代法）

男性職員の育児休暇の取得促進

・対象者の30%の取得

□対策1

令和3年4月～ 現行制度の周知及び法人全職員・管理職・対象職員毎の説明会の開催
取得の支援

令和4年4月～ 現行制度の見直し 職場アンケート(法人全職員・管理者・対象者)

令和5年4月～ 取得促進となる制度改正及び取得の支援

●目標2（次世代法）

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度や妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度や法人の休業・休暇制度等の周知・情報提供

・一般説明会の開催、職員参加 80% ・新規採用職員への説明 100%

・休暇取得希望者への説明 100% ・管理職への説明会へ管理職参加 100%

□対策2

令和3年4月～ 現行制度における説明資料の作成
対象職員への制度の概要等の説明及び周知、
案内の作成及び交付、グループウェアを使っての制度周知・理解

令和4年4月～ 現行制度の見直し 職場アンケート(法人全職員・管理者・対象者)

令和5年4月～ 取得促進となる制度改正及び取得の支援

●目標3（次世代法）

労働者が子どもの看護・家族の介護のために休暇について、時間単位で取得できる制度の周知

・一般説明会の開催、職員参加 80% ・新規採用職員への説明 100%

・休暇取得希望者への説明 100% ・管理職への説明会へ管理職参加 100%

□対策 3

- 令和 3 年4月～ 現行制度における説明資料の作成
対象職員への制度の概要等の説明及び周知
案内の作成及び交付、グループウェアを使っての制度周知・理解
- 令和 4 年4月～ 取得状況の確認及び衛生委員会への報告

(2)多様な労働条件・雇用体系を整備し、ワークライフバランスのとれた職場風土や長時間労働の是正に関する事項

●目標 4（次世代法・女性活躍推進法）

所定外労働を削減するため、勤怠管理システムの有効活用による労働状況の確認。

□対策 4

- 令和 3 年4月～ 衛生委員会等での所定外労働の状況確認
勤怠管理システムの有効活用により、リアルタイムでの所定外労働の確認・共有
- 令和 4 年4月～ 各事業所での所定外労働削減のための、業務改善等による効率化の検討

●目標 5（次世代法・女性活躍推進法）

年次有給休暇の取得率の向上を図るとともに、新たな特別休暇制度の検討・創設を行う。

・年次有給休暇の取得率 全職員 50%以上

□対策 5

- 令和 3 年 4 月～ 毎月の取得率の確認、衛生委員会への報告
取得状況の職員への報告
- 令和 4 年 4 月～ 現行制度の見直し 職場アンケート(法人全職員)
- 令和 5 年 4 月～ 年次有給休暇の連続取得や新たな特別休暇の創設・運用